

知的財産権関係事件への対応強化のための具体的方策

1 専門部の強化等

知的財産権訴訟については、その専門性の高さから、東京地裁及び大阪地裁に専門部を設け、この種事件の処理に精通した裁判官を配置し、技術専門家である裁判所調査官のサポートが受けられるという専門的処理態勢を整備してきた。現在では、両地裁には専門部が合計4か部あり、裁判官20人（応援裁判官2人を含む。）、裁判所調査官10人を配置している。

【東京地裁と大阪地裁の専門部（知的財産権部）の増部増員】

東京地裁	裁判官	調査官	大阪地裁	裁判官	調査官
平成9年	1か部 8人	5人	平成9年	1か部 3人	3人
10年	2か部 10人	5人	10年	1か部 4人	3人
11年	3か部 12人	7人	11年	1か部 5人	3人
12年	3か部 13人 + 他部からの応援2人	7人	12年	1か部 5人	3人

また、現在では、全国の特許訴訟の8割以上、知的財産権訴訟全体では7割の事件が両地裁の専門部に集中している。

【知的財産権関係民事事件（地裁第一審） 新受件数と集中度】

	全国地裁	東京地裁	大阪地裁	東京・大阪地裁への集中度
平成9年	563	282	69	62.3%
10年	559	299	117	74.4%
11年	642	296	150	69.5% (特許事件は84.3%)

（平成11年は概数）

さらに、両地裁の未済事件の平均審理期間（平成11年）は、それ以外の地裁よりも4、5か月短くなっており、これまでの専門部における専門的処理態勢の強化が反映した迅速処理が実現しているといえる。

【知的財産権関係民事事件（地裁第一審） 未済件数と平均審理期間】

	平成10年		平成11年	
	未済件数	平均審理期間	未済件数	平均審理期間
全地裁	1,149	20.9月	1,019	17.9月
東京地裁	564	19.7月	476	17.2月
大阪地裁	204	16.9月	228	15.5月
その他の地裁	381	24.8月	315	20.7月

（平成11年は概数）

これらの点からみて、両地裁の専門部は、実質的には「特許裁判所」の機能を果たしているといえる。今後とも、このような専門部において、計画的かつ迅速な審理のノウハウを蓄積し、信頼の得られる審理を実現していくことはもちろんのこと、引き続き、研修の拡充や人事ローテーションの工夫により裁判官の専門性を強化し、また、裁判所調査官の拡充を図るなどして、専門部における専門的処理態勢を一層強化していく必要がある。

2 東京・大阪地裁への専属管轄化

ビジネスに直結する知的財産権訴訟をグローバルスタンダードに基づいた迅速な解決を図るためには、事件数が少なく、審理上のノウハウの蓄積がない地方の裁判所で処理するのは相当でなく、専門的処理態勢の整備された東京地裁及び大阪地裁の専門部において集中して処理することが合理的である。

現に、特定の裁判所に管轄を集中させている諸外国の例もある。

【諸外国の特許侵害訴訟の管轄集中の概要】

	管 轄 制 度
イギリス	イングランド及びウェールズにおいては、第一審は高等法院又は特許裁判所（いずれもロンドン所在）に限定
ドイツ	16州116地裁の中で、第一審はデュッセルドルフ、ミュンヘン等の12の地裁に限定
オランダ	第一審はハーグ地裁の専属管轄

そこで、我が国においても、現行の競合管轄制度を更に推し進め、両地裁に管轄を専属化することを検討すべきであると考えらる。